

人事委員会年報

令和元年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	9
	(1) 競争試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	15
	(1) 昇任試験の状況	
	(2) 昇任選考の状況	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
4	条例の制定・改廃に対する意見	23
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	24
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	25
7	不利益処分に関する審査請求	26
8	苦情相談	26
9	職員団体の登録	26
10	管理職員等の範囲	27
11	労働基準監督機関としての職権の行使	31
	(1) 本市の事業又は事務場の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	33

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	兒玉 武雄	H27. 1. 11	H31. 1. 11 ～ R 5. 1. 10	
委員	岡田 一久	H25. 1. 11	H29. 1. 11 ～ R 3. 1. 10	委員長 職務代理者
委員	梅津 玲子	H30. 1. 11	H30. 1. 11 ～ R 4. 1. 10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。

カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。

キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。

ク 職員の苦情を処理すること。

ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法的権限

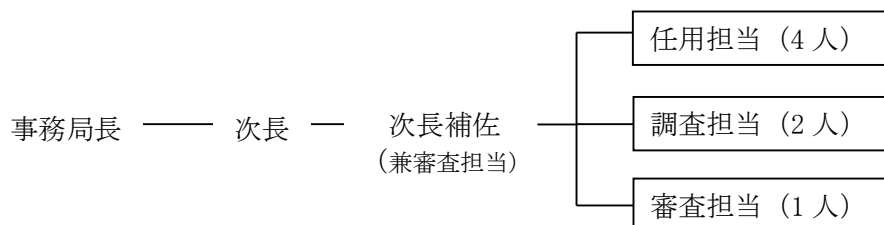
ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和2年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 退職管理に関すること。
- ク 人事評価，給与，勤務時間その他の勤務条件，研修，厚生福利制度その他職員に関する制度の調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての審査請求に関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

5 予算

令和元年度における本委員会の当初予算は、次のとおりです。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	100,546
報酬	4,842
給料	40,676
職員手当等	29,458
共済費	14,356
旅費	1,499
需用費	855
役務費	391
委託料	5,978
使用料及び賃借料	554
負担金補助及び交付金	1,937

6 人事委員会の開催状況

本委員会の令和元年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第1回 定例会	H31. 4. 5	議案 1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 3 管理職手当の支給区分の決定に係る協議について その他 1 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について
第2回 定例会	H31. 4. 10	議案 4 2019年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度及び免許資格職）の実施について 5 2019年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 報告 1 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の実施について 2 平成30年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について（追加報告） 3 平成31年3月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について その他 1 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について

第3回 定例会	R01. 6. 6	議案 6 条例案に対する意見について 報告 4 2019年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込み状況について 5 平成31年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について その他 1 市労連からの申し入れ概要について
第4回 定例会	R01. 6. 19	議案 7 令和元年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について 報告 6 2019年職員給与実態調査の実施について 7 令和元年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第1回 臨時会	R01. 6. 26	議案 8 2019年度新潟市職員採用試験（獣医師）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 9 新潟市人事委員会情報通信技術の活用に関する規程の制定について 報告 8 苦情相談について その他 1 情報提供（6月議会定例会一般質問について）
第5回 定例会	R01. 7. 24	議案 10 2019年度新潟市職員採用試験（消防士B）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 11 令和元年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について 12 令和元年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の実施について 13 新潟市職員任用規則等の一部改正について 報告 9 令和元年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第6回 定例会	R01. 8. 16	議案 14 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 報告 10 令和元年人事院勧告等の概要について 11 2019年職員給与実態調査結果の概要について 12 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査結果の概要について
第7回 定例会	R01. 8. 26	議案 15 2019年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度及び免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 16 2019年度新潟市任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 報告 13 令和元年7月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について

第8回 定例会	R01. 9. 5	報告 14 令和元年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の申込み状況について 協議 1 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第9回 定例会	R01. 9. 11	議案 17 条例案に対する意見について 協議 1 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2回 臨時会	R01. 9. 18	報告 15 令和元年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の申込状況について 16 令和元年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の申込状況について 協議 1 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第3回 臨時会	R01. 9. 26	議案 18 令和元年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 19 新潟市職員の採用選考（一般行政（弁護士））の委任について 20 特殊な職（弁護士）に採用する場合等の号俸決定に係る基準の承認について 21 条件付採用期間の延長について 報告 17 令和元年8月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について 協議 1 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第10回 定例会	R01. 10. 9	議案 22 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第11回 定例会	R01. 11. 7	議案 23 令和元年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 24 令和元年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度・土木（水道）及び電気（水道）《特別枠》）の実施について 25 新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱の一部改正について 報告 18 令和元年9月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について
第12回 定例会	R01. 11. 28	議案 26 令和元年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 27 令和元年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 28 条例案に対する意見について 報告 19 令和元年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について 20 令和元年10月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について

第13回 定例会	R01. 12. 12	議案 29 令和元年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 30 令和元年度障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について その他 1 情報提供
第14回 定例会	R01. 12. 25	議案 31 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 32 職員の俸給訂正のための承認について 33 教育委員会事務局等に在職中の教育職員の俸給決定（調整額を含む）のための承認について 報告 21 令和元年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について その他 1 市労連からの申し入れについて 2 情報提供
第15回 定例会	R02. 1. 22	議案 34 令和元年度新潟市任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 報告 22 令和元年12月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について 2 令和2年度人事委員会（定例会・臨時会）開催予定について 3 情報提供（障害者雇用率の修正について）
第16回 定例会	R02. 2. 7	議案 35 条例案に対する意見について その他 1 情報提供
第17回 定例会	R02. 2. 19	議案 36 令和2年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 37 令和元年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度・土木（水道）及び電気（水道）《特別枠》）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 38 令和元年度新潟市任期付職員採用試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について
第4回 臨時会	R02. 2. 26	議案 39 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について 40 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 41 初任給基準の改正に伴う職員の号俸決定のための承認について 42 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について 43 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 44 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 45 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部改正について 46 令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則の制定について 47 「令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則の

		<p>運用について」の制定について</p> <p>48 「扶養手当の運用について」等の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>23 令和元年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>24 令和2年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第18回 定例会	R02. 3.17	<p>議案</p> <p>49 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について</p> <p>50 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>51 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する規則の一部改正について</p> <p>52 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>53 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>54 「初任給、昇格、昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>その他</p> <p>1 労働基準監督機関の職権の行使について</p>
第19回 定例会	R02. 3.25	<p>議案</p> <p>55 職員の俸給決定のための承認について</p> <p>56 令和2年4月1日付昇格にかかる職員の俸給決定のための承認について</p> <p>57 俸給表適用の承認について</p> <p>58 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>59 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</p> <p>60 新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について</p> <p>61 委員長の専決事項の指定について</p> <p>62 事務局職員の人事発令について</p> <p>その他</p> <p>1 情報提供（会計年度任用職員の勤務条件について）</p> <p>2 労働基準監督機関の職権の行使について（宿直勤務の許可申請等）</p>

第2章 事業概要

1 採用

(1) 競争試験

令和元年度に本委員会が実施した競争試験の結果は次のとおりです。

ア 実施日

(ア) 大学卒業程度

職 種	第1次 試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日	
一般行政A	6月23日 筆記試験	7月8日 ～9日	個別面接	7月24日 論文試験 適性検査	8月15日 ～17日 個別面接	8月27日	
一般行政B					7月10日		8月14日 個別面接
一般行政 (国際・ロシア語)					7月31日		個別面接 適性検査
社会福祉		7月30日	個別面接	7月24日 論文試験 適性検査			
精神保健 福祉相談員		7月29日					
土木		8月2日					
土木(水道)		7月12日 論文試験 適性検査			7月31日		
建築		8月1日					
電気		8月1日					
電気(水道)		7月31日			8月27日 (合格者なし)		
機械		8月2日			8月27日		
機会(水道)		(第一次試験合格者なし)					
化学		7月12日 論文試験			8月6日		個別面接
化学(水道)		適性検査	7月31日				

職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日	
農業	6月23日 筆記試験	7月12日 論文試験 適性検査	8月6日	個別面接	/	8月27日
学芸員			7月25日			
心理判定員			7月29日			
消防士A	6月23日 筆記試験 論文試験 6月26日 体力検査	7月12日 適性検査 消防適性検査	8月7日 ～8日	個別面接		8月27日
消防士B	6月23日 筆記試験 論文試験 消防適性検査 6月26日 体力検査 適性検査	/	7月18日	個別面接		7月25日
土木（水道） ＜特別枠＞	1月12日 筆記試験	1月29日 論文試験 適性検査	2月13日	個別面接		2月20日
電気（水道） ＜特別枠＞					2月20日 (合格者なし)	

(イ) 高校卒業程度

職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日	
一般事務	9月29日 筆記試験 9月30日～10月1日 個別面接	10月15日 作文試験 適性検査	10月31日 個別面接	/	11月8日	
学校事務A	9月29日 筆記試験	10月16日	個別面接	10月24日 作文試験 適性検査	11月5日 個別面接	11月29日
学校事務B				/	11月8日 (合格者なし)	
土木	9月29日 筆記試験	10月21日 作文試験 適性検査	11月5日 個別面接	/	11月8日	
土木（水道）				11月8日		

電気(水道)	9月29日 筆記試験	10月21日 作文試験 適性検査	11月5日 個別面接	/	11月8日
消防士	9月29日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10月15日 体力検査 適性検査	10月31日～ 11月1日	個別面接		

(ウ) 免許資格職

職 種	第1次試験日		第2次試験日				最終合格 発表日
薬剤師(行政)	6月23日		7月12日		7月29日	個別面接	8月27日
保健師					8月5日		
保育士A	9月29日	筆記 試験	10月15日	論文試験 適性検査	10月 28日～30日	集団面接 個別面接	11月8日
保育士B	10月20日		11月10日		11月 23日～24日		12月13日
言語聴覚士	9月29日		10月21日		11月13日	個別面接	11月29日

(エ) 民間企業等職務経験者

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日
一般行政	10月20日 筆記試験	11月3日～ 4日	個別面接	11月16日 論文試験 適性検査	11月30日 個別面接	12月13日
土木		11月10日 論文試験 適性検査	12月1日 個別面接	/		
土木(水道)						

(オ) 任期付職員

職 種	第1次試験日	第2次試験日	最終合格 発表日
一般事務(インターハイ関連業務)	1月12日 筆記試験	2月13日 個別面接	2月20日

(カ) 任期付短時間勤務職員

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日
一般事務（統計調査業務）（10月1日採用）	6月23日 筆記試験	7月27日 個別面接	8月27日
一般事務（統計調査業務）（4月1日採用）	12月8日 筆記試験	1月18日 個別面接	1月23日
文化財専門員（10月1日採用）（申込者なし）			
文化財専門員（4月1日採用）	12月8日 記述試験 実技試験	1月18日 個別面接	1月23日
心理（教育相談業務）	1月24日 書類審査	2月15日 個別面接	2月20日

イ 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政A	307	197	21	9.4
	一般行政B	101	66	4	16.5
	一般行政（国際・ロシア語）	10	5	1	5.0
	社会福祉	40	29	7	4.1
	精神保健福祉相談員	2	2	1	2.0
	土木	20	14	5	2.8
	土木（水道）	4	4	2	2.0
	土木（水道）＜特別枠＞	7	4	2	2.0
	建築	9	8	4	2.0
	電気	10	6	3	2.0
	電気（水道）	3	3	0	-
	電気（水道）＜特別枠＞	6	3	0	-
	機械	7	5	3	1.7
	機械（水道）	2	1	-	-
	化学	7	6	1	6.0
	化学（水道）	7	4	1	4.0
	農業	14	8	1	8.0
	学芸員	24	16	1	16.0
	心理判定員	13	12	1	12.0
	消防士A	96	67	19	3.5
消防士B	26	23	8	2.9	
高校卒業 程度	一般事務	77	65	3	21.7
	学校事務A	22	20	4	5.0
	学校事務B	79	58	3	19.3
	土木	1	1	0	-
	土木（水道）	4	4	4	1.0
	電気（水道）	3	3	2	1.5
	消防士	169	151	20	7.6
免 許 資格職	薬剤師（行政）	5	4	2	2.0
	保健師	32	29	8	3.6
	保育士A	87	80	20	4.0
	保育士B	105	90	10	9.0
	言語聴覚士	7	7	2	3.5

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
民間企業等 職務経験者	一般行政	334	237	4	59.3
	土木	5	2	1	2.0
	土木（水道）	1	1	0	-
任期付職員	一般事務（インターハイ関連業務）	17	13	5	2.6
任期付短時間 勤務職員	一般事務（統計調査業務） （10/1 採用）	19	12	8	1.5
	一般事務（統計調査業務） （4/1 採用）	5	3	2	1.5
	文化財専門員（10/1 採用）	0	-	-	-
	文化財専門員（4/1 採用）	5	4	4	1.0
	心理（教育相談業務）	3	3	3	1.0
合計		1,695	1,270	190	6.7

(2) 採用選考

ア 令和元年度に本委員会が実施した採用選考（公募）の結果は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区分	職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日		最終合格 発表日
免許 資格職	獣医師	6月16日 個別面接, 適性検査 ※					7月3日
障がい者	一般事務	10月27日 筆記試験	11月14日	個別面接 適性検査	11月29日	個別面接	12月13日
	学校事務	作文試験	11月15日		11月27日		

※ 獣医師は、第1次試験と第2次試験の区分はありません。

(イ) 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
免許 資格職	獣医師	3	3	2	1.5
障がい者	一般事務	42	33	4	8.3
	学校事務	23	12	4	3.0
合計		68	48	10	4.8

イ 任命権者に委任している採用選考（公募）は次のとおりです。

（ア）会計年度任用職員以外

任命権者	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
市長	一般行政（弁護士）	3	3	1	3.0
市民病院事業管理者	薬剤師	7	6	1	6.0
	助産師	5	5	2	2.5
	臨床工学技士	15	15	1	15.0
	臨床検査技師	15	14	2	7.0
	診療放射線技師	18	18	1	18.0
	管理栄養士	15	13	1	13.0
	病院事務職	28	26	2	13.0
	看護師	80	73	54	1.4
	医療秘書	3	3	3	1.0
合計		189	176	68	2.6

（イ）会計年度任用職員

令和2年4月1日時点で任用している会計年度任用職員数（延べ人数）

任命権者	職員数（延べ人数）
市長	3,328人
消防局長	2人
教育委員会	800人
水道事業管理者	23人
市民病院事業管理者	357人
合計	4,510人

2 昇任

(1) 昇任試験の状況

令和元年度に本委員会が実施した昇任試験はありません。任命権者に委任している昇任試験は、次のとおりです。

試験名
消防吏員昇任試験

(2) 昇任選考の状況

令和元年度に本委員会が実施した昇任選考はありません。任命権者に委任している昇任選考は、次のとおりです。

選考名
係長昇任選考試験
学校事務職員事務主幹昇任選考試験

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、令和元年10月9日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報 告 (概 要)

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「2019年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)、新潟県教育職員の例により適用される教育職(一)及び教育職(2)の9俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は8,714人で、平均年齢は42.9歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給346,569円、扶養手当8,452円、地域手当10,900円、住居手当5,301円、管理職手当5,361円、その他の手当2,903円の合計379,486円(昨年378,136円)である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の441事業所から層化無作為抽出法^(注)により抽出した102事業所について、「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は92.2%、調査実人員は4,004人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		34.6	6.3	0.0	59.1
課長級		30.7	5.5	0.0	63.8

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		91.1	89.0	30.2	3.3	55.5	2.1	8.9
課長級		86.5	84.3	29.1	2.4	52.8	2.2	13.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で40.7%（昨年34.1%）、高校卒で13.7%（同9.8%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で191,075円（同194,907円）、高校卒で161,956円（同164,512円）となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあっては月額10,649円（昨年11,865円）、配偶者と子2人にあっては月額22,496円（同23,316円）となっている。

(ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額との4.48月分（昨年4.45月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
357,586 円	357,152 円	434 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 (4.45 月) は、民間における特別給の支給割合 (4.48 月) を 0.03 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.7%上昇している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では123,790円、3人世帯では160,190円、4人世帯では196,580円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成28年	平成29年	平成30年
99.2 (18)	99.0 (18)	98.6 (19)

(注) () 内は政令指定都市20都市中の順位

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年4月時点で、職員給与が民間給与を434円(0.12%)下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(434円)は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.05月分引上げることとした。

(3) 住居手当

人事院勧告を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)、手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)

これに伴い、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、国の経過措置に準じた所要の措置を講ずる。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本市で働くことの魅力ややりがい、業務に関する情報をより効率的に伝える方策の検討を引き続き行っていく。また、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の能力等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていく。

(2) 人材の育成

引き続き、職員の能力に応じた適材適所の配置を進めるとともに、階層別研修や職場研修など職員の能力向上の機会充実に努め、市政を担うにふさわしい高い行政能力を持った市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

研修等を通じて適正な人事評価制度の運用を行うとともに、評価者と被評価者との間のコミュニケーションが十分に図られるよう支援を行い、人材育成への活用に向けた取組を継続する必要がある。

(4) 障がい者の活躍推進

今後も、障がい者の活躍する場の確保・拡大に向け、率先して障がい者を雇用することが重要。入庁後においては、障がい者の特性に関して配属先職場における理解を深めるとともに、障がいのある職員の活躍推進に向けた計画の作成など、雇用の質の向上に向けた取組を推進することが求められる。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進

ア 女性職員の登用

管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

イ 仕事と家庭の両立

男性職員の育児休業等の取得を促進するためには、職員及び職場の意識改革が必要。制度周知や研修による意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 長時間労働の是正

本年4月から時間外勤務命令の上限を原則月45時間等としたが、月80時間以上の時

間外勤務者数の状況をみると、依然として一定数存在している。事業の廃止を含めた業務の見直しに加え、ICTを活用した業務の効率化や業務量に見合った人員配置を行うこと等、有効な対策を講じていく必要がある。

教職員の多忙化については、「第2次多忙化解消行動計画」に基づき、学校閉庁日の設定、スクールロイヤーの導入、学校事務支援員と部活動指導員の配置などを進め、一定の成果が認められている。教職員の多忙化の解消に向け、引き続き実効性のある取組が行われることを望む。

(3) 勤務時間の状況の適正把握

本年4月に労働安全衛生法が改正され、労働時間の状況について、原則パソコンの使用時間記録等の客観的な方法による把握が義務付けられた。本市では、出退勤時刻を適正に把握しているとは言い難い状況にある。また、時間外勤務命令の上限設定に伴い、職員の時間外勤務縮減の意識がより強くなり時間外勤務時間の過少申告も懸念されることから、併せてそれを防止する取組も求められる。法の趣旨に基づく客観的な方法によることはもちろん、ICTを最大限に活用した効率的な管理方法を速やかに検討し導入していく必要がある。

(4) メンタルヘルス対策

予防や再発防止に向けた取組を継続的に行うとともに、ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善等、組織全体の対策を進めていくことが重要である。

(5) ハラスメント対策

職員が業務に対してやりがいを感じ、その能力を十分に発揮するためには、ハラスメントを許さない職場風土の醸成が必要。研修を継続して実施するとともに、職員が安心して相談できる体制を整え、相談に対し迅速かつ適切に対応することで、良好な勤務環境を確立することを望む。

3 高齢期の雇用の在り方

雇用と年金の接続を図ることができるよう引き続き再任用制度を運用していく必要がある。

今後も、定年引上げに関する国の動向を注視しながら、高齢層職員の雇用を含めた、組織全体としての人事管理の在り方について検討を進めていくことが重要である。

4 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保

来年4月から導入される会計年度任用職員制度については、法の趣旨を踏まえ、適正な任用及び勤務条件等が確保されるよう努めることはもちろん、職員募集に当たっては、多くの臨時・非常勤職員が影響を受けることから、丁寧な説明と十分な周知を行い、円滑な制度移行を実現する必要がある。

5 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として、より高い倫理感を求められていることを自覚して職務に取り組むとともに、来年4月から内部統制制度が導入されることから、組織として業務のチェック体制を強化・徹底することも必要。

退職管理の制度が十分周知されていない現状を踏まえ、元職員による働きかけ行為等の本委員会への届出義務を含めた制度周知を図り、退職管理のさらなる適正化に努める必要がある。

勸告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）、新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 諸手当

2 新潟市教育職員給与条例の改正

- (1) 俸給表

3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
R01. 6.13	新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	地方公務員法等の改正に伴い、会計年度任用職員の給料等に関して、必要な事項を定めるもの	地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴うものであり、適切な措置と考える。 なお、制度の導入に当たっては、多くの臨時・非常勤職員が影響を受けることが予想されるため、その具体的内容について、丁寧な説明と十分な周知が必要と考える。
	新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	任期付職員の俸給表の適用について、現行の単一号俸のものから常勤職員と同様の俸給表へ変更するもの	
	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	会計年度任用職員が育児休業を取得できるようにするもの	
	新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について	地方公務員法の改正に伴い、条例で引用される条項の整理を行うもの	
R01. 9.11	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）等を改めるもの	成年被後見人等の権利の制限に係る措置を適正化するための地方公務員法の一部改正に伴うものであり、適切な措置と考える。

R01. 12. 3	新潟市給与条例等の一部改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定ほか所要の改正を行うもの	職員の給与等に関する勧告に基づく改正のため適当な措置と考える。
	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定を行うもの	
R02. 2. 10	新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度に伴い、補償基礎額に係る規定を追加するもの	地方公務員法改正による会計年度任用職員制度導入に伴い、必要となる規定を整備するものであり、適当な措置と考える。
	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置を教育委員会において定めるため、所要の改正を行うもの	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の在職等時間の長時間化防止をはじめとした業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について規定するものであり、適当な措置と考える。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

令和元年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
消防長	職務に専念する義務の特例に関する承認について (第74回茨城国体に職員参加)	1人	承認 R01. 8. 30
市長	職務に専念する義務の特例に関する承認について (第40回北信越国民体育大会卓球競技に職員参加)	1人	承認 R01. 8. 2

市長	職務に専念する義務の特例に関する承認について (第74回茨城国体に職員参加)	1人	承認 R01. 9. 25
市長	条件付採用期間の延長について	1人	承認 R01. 9. 26
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について	2人	承認 R02. 2. 26
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について	1人	承認 R02. 3. 17

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
教育委員会教育長	管理職手当の支給区分の決定にかかる協議について	26人	協議 H31. 4. 5
市長	特殊な職(弁護士)に採用する場合等の号俸決定に係る基準の承認について	—	承認 R01. 9. 26
教育委員会教育長	職員の俸給訂正のための承認について	1人	承認 R01. 12. 25
市長 教育委員会教育長	教育委員会事務局等に在職中の教育職員の俸給決定のための承認について	82人	承認 R01. 12. 25
消防長	初任給基準の改正に伴う職員の号俸決定のための承認について	22人	承認 R02. 2. 26
市長 教育委員会教育長	職員の俸給決定のための承認について	31人	承認 R02. 3. 25
市長 教育委員会教育長	令和2年4月1日付昇格にかかる職員の俸給決定のための承認について	6人	承認 R02. 3. 25
市長 教育委員会教育長	俸給表適用の承認について	10人	承認 R02. 3. 25

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

令和元年度における勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

令和元年度における不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

8 苦情相談

令和元年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
1	0	0	0	0	0	0	1

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区一番堀通町3番地12
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通1番町86番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原6丁目3番3号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町2丁目11番4号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(令和2年4月1日現在)

	機関	職
本庁	議会事務局	局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局	理事，技監，統括政策監，政策監，危機管理監，部長，局長，担当部長，会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 政策企画部の主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部総務課の庁舎再編担当の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部集中改革推進課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のICT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生担当及び福利厚生担当の主幹及び市長が特に命じた主査並びに給与担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務企画課の主幹及び市長が特に命じた主査 財務部財務課の主幹及び市長が特に命じた主査 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査

		秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事
	教育委員会事務局	教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 教育総務課の職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 学校支援課の総括指導主事 学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 教育職員課の福利担当の主幹及び教育委員会が特に命じた主査並びに給与担当の主幹，主査，副主査及び主事（企画に関する事務を行う者に限る。）
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 区役所の副参事 地域総務課の企画担当，総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査 地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査 総務課の総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	認定こども園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	東京事務所	所長及び副所長
	消費者生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長

文化財センター	所長
清掃事務所	所長
清掃センター	所長
白根環境事業所	所長
新津クリーンセンター	所長
処分地管理事務所	所長
明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
児童発達支援センター	所長及び所長補佐
児童相談所	所長，副所長，課長及び課長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長，次長，課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長，所長補佐
航空産業支援センター	所長
中央卸売市場	場長，次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長，次長及び次長補佐
地域土木事務所	所長及び所長補佐
地域下水道事務所	所長及び所長補佐
下水道分室	室長
下水道管理センター	所長，課長及び課長補佐
市税事務所	所長，課長及び課長補佐
資産税分室	室長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長，教頭及び事務長
中等教育学校	校長，教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長及び所長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長及び館長補佐

	図書館(中央図書館を除く。)	館長
	総合教育センター	所長及び所長補佐
	教育相談センター	所長
	教育支援センター	所長
	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業又は事務場の号別区分状況

本市の事業又は事務場が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかは、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第12号 教育・ 研究業	市長	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・江南区文化会館・中之口先人館
	教育委員会	図書館・総合教育センター・教育相談センター・特別支援教育サポートセンター・中央公民館・地区公民館（小針青山公民館を含む）・生涯学習センター・小学校（給食場を除く）・中学校（給食場を除く）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く）・特別支援学校（給食場を除く。）
別表第1 の各号に 属さない 事業	市長	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター（ポンプ場、下水処理施設に関するものを除く）・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館
	消防長	消防局・消防署・出張所
	議会議長	議会事務局
	教育委員会	教育委員会事務局・教育支援センター
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	人事委員会	人事委員会事務局
	代表監査委員	監査委員事務局
	農業委員会	中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局

イ 労働基準監督署が職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第1号 製造・ 加工業	教育委員会	新潟市立学校給食場・給食センター
第13号 保健・ 衛生業	市長	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・ こころの健康センター・保健所・動物愛護センター・地域保健福祉 センター・保育園・認定こども園
第15号 焼却・ 清掃業		清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・白根環境事業所・ 新津クリーンセンター・下水道管理センター（ポンプ場・下水処理 施設に関するもの）・亀田斎場・巻斎場

(2) 職権行使の状況

ア 許可・届出の受理・検査等

令和元年度に、労働基準監督の職権行使として許可・届出の受理・検査等を行った件数は、次のとおりです。

項目		件数
労働基準法	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	48
	解雇予告除外認定	0
労働安全 衛生法	総括安全衛生管理者選任報告の受理	3
	安全管理者選任報告の受理	1
	衛生管理者選任報告の受理	19
	産業医選任報告の受理	15
	一般定期健康診断結果報告書の受理	14
	特殊定期健康診断結果報告書の受理	19
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	3
労働者死傷病報告の受理	12	

イ 労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査

労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況について現地調査を行いました。令和元年度に調査を行ったのは次のとおりです。

事業場名	号別	調査日
市長部局本庁	官公署	R01. 12. 24
鳥屋野小学校（給食場を除く。）	第12号	R01. 12. 20

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

令和元年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 31 年 第 2 号	H31. 4. 10	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成 31 年 4 月 1 日付組織改正に伴う改正
平成 31 年 第 3 号	H31. 4. 10	新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 31 年 4 月 1 日付組織改正に伴う改正
令和元年 第 4 号	R01. 7. 29	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴う改正。また、選考試験（障がい者）の受験資格変更に伴う別記様式第 1 号の改正
令和元年 第 5 号	R01. 7. 29	新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	新潟市職員任用規則の一部改正に伴い引用する号を追加
令和元年 第 6 号	R01. 8. 26	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）の施行に伴い、学歴免許等資格区分表に専門職大学に係る資格を追加するもの
令和元年 第 7 号	R01. 12. 30	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、地方公務員法第 16 条に規定する成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴う改正
令和 2 年 第 1 号	R2. 2. 28	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市消防職俸給表の初任給基準の改正に伴う級別資格基準の改正及び、新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、昇格時号俸対応表の改正を行うもの。また、昇格時号俸対応表の改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定
令和 2 年 第 2 号	R2. 2. 28	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う、俸給の調整額に係る調整基本額の改正

令和2年 第3号	R2.2.28	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により、令和元年12月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、勤勉手当の成績率を改正
令和2年 第4号	R2.2.28	新潟市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、住居手当の支給対象となる家賃額の下限の改正を行うもの。また、経過措置による住居手当を支給されている職員が附則から本則へ切り替わる際の届出の特例を規定
令和2年 第5号	R2.2.28	新潟市職員の令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則の制定	条例改正に伴い、附則に規定する経過措置に関して、人事委員会規則で定めることとされている事項及び経過措置対象職員に対する住居手当の支給に係る実施細目事項を規定
令和2年 第6号	R2.3.23	外国の地方公共団体の機関等に派遣されている新潟市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う改正
令和2年 第7号	R2.3.23	新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う改正及び、派遣先団体追加に伴う改正
令和2年 第8号	R2.3.23	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により、臨時職員の給与に関する規定が削除されたことに伴う改正及び、令和2年6月期以降の勤勉手当成績率の改正
令和2年 第9号	R2.3.30	新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	新潟市行政手続等における情報通信の技術利用に関する規則の名称変更に伴う引用する規則の名称の改正
令和2年 第10号	R2.3.30	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和2年4月1日付組織改正に伴う改正
令和2年 第11号	R2.3.30	新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和2年4月1日付組織改正に伴う改正

(2) 訓令

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
令和 元年 第 1 号	R01. 6. 26	新潟市人事委員会情報通信技術 の活用に関する規程の制定	新潟市人事委員会情報通信技術の活 用に関する規程を制定。また，制定に 伴い，新潟市人事委員会電子計算機処 理管理運営規定を廃止

令和元年度

人事委員会年報

令和2年12月発行

新潟市人事委員会事務局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1

(市役所上大川前庁舎1階)

任用・審査担当 TEL：025-226-3515 (直通)

調査担当 TEL：025-226-3518 (直通)

FAX：025-228-3999